

テーマ配架に関する要求水準

1. テーマ配架を導入する目的

未来型図書館における「テーマ配架」は、図書館機能の重要な構成要素であり、市民生活や地域に根差したテーマ設定などにより、利用者の探求心を引き起こし、楽しみながら本を探すことや偶発的な新たな出会いにより、市民の生活をより豊かにすることで、地域コミュニティの礎として機能することを目的としている。

また、特定のテーマに関する蔵書や視聴覚資料、雑誌、論文などの情報を効果的に収集し、利用者の関心や興味を引き出すように配架を工夫することで、情報アクセスや利便性向上のほか創発的な学びや探求の機会を提供し、その幅を広げることが期待される。

このため、日本十進分類法(NDC)に基づく配架とは異なる本市の特徴ある「テーマ配架」を導入するものである。

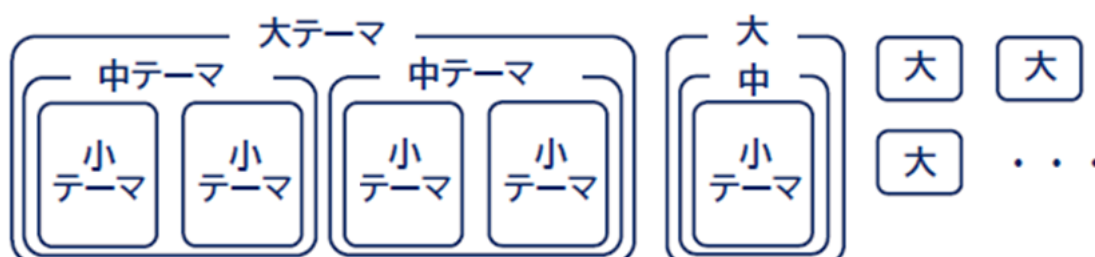
2. 基本的事項

- (1) 複合施設の空間全体(閉架書架は除く)において、テーマ配架を導入すること。閉架書架の図書等資料については、テーマ配架及びテーマを設定することは不要とするが、開架書架に移動する場合は、テーマ配架を導入すること。
- (2) 建築空間、デジタル情報及び運営サービス等と連携し、利便性を向上させること。
- (3) 利用者・職員の双方が円滑に利用できるよう、テーマ配架と NDC を相互補完的に併存する仕組みを構築し運用すること。

3. テーマの設定方法

- (1) テーマの数、名称及び構成等については、市との協議を踏まえて、案を提出し、市の承認を得ること。
- (2) テーマは、下図のイメージのとおり、大テーマ・中テーマ・小テーマをそれぞれ設定する。大テーマの数は、5～10個程度を想定するが、大中小それぞれのテーマの数は、利用者にとって分かりやすいテーマ数を設定すること。

テーマの設定イメージ例



- (3) テーマの名称の設定にあたっては、未来型図書館のビジョン・コンセプト及びものづくりや歌舞伎、木場潟、小松飛行場などに代表される小松市の産業や歴史、文化、自然などの特性等も考慮し分かりやすく、かつ利用者の興味関心を引く言葉で表現すること。
- (4) これまでのリビングラボ(令和6年度第1回のリビングラボにおける対話内容(市ホームページ参照)など)を参考にテーマの名称を設定すること。
- (5) 図書等の資料には、その機能・性質から、テーマに直接関連しにくい場合も想定されるが、新たな発見を促し、テーマとの関連性を理解する機会の提供にもつながるため、テーマを補完する配架として、名称や構成の工夫を検討すること。

4. テーマの更新

- (1) テーマ配架は、利用者がそのとき必要な情報に対し、常にアクセスしやすい書架をつくり続けていくことを目指すものである。
- (2) したがって、利用者の利用状況(貸出履歴など)や市民ニーズ(意見)、社会情勢の変化、市政の動き等を踏まえ、テーマの名称や構成等が効果的に設定されているかを継続的に見直し、改善すべき点がないかを検討していくことが重要である。その上で、利用者に知や情報との出会いを常に提供し続けるという視点から、テーマ配架のみならず、展示やシステムの活用などの総合的な工夫のもと、必要に応じて更新(テーマの追加を含む)すること。ただし、テーマの更新は、大・中・小テーマともに、原則として既存のテーマ構成を活かした部分的な更新とし、全面的な更新は、市との協議において特に必要と認められる場合に限るものとする。
- (3) テーマは、それぞれ下記の頻度を目安に見直し・更新を行うこと。見直し・更新にあたっては、テーマの階層(大・中・小)に応じて更新の性質や規模等が異なることを踏まえた上で、柔軟に実施すること。また、利用者協働の視点を大切に、市民との共創的対話の機会を適度な頻度で設けること。なお、その対話においては、必ずしも全てのテーマを対象とする必要はなく、対象とするテーマ数を限定してよい。
 - 1) 大テーマは、長期的な視点に立った普遍的な内容とし、見直しが必要となる範囲及びその内容について検討を行い、その結果に基づき事業期間中最低1回見直し、必要に応じて更新すること。
 - 2) 中テーマは、テーマ別の利用状況や市民ニーズ及び社会情勢や市政の動き、小テーマの定期的な見直し結果等を踏まえ、中テーマの見直しが必要となる範囲及びその内容について随時検討を行い、その見直し結果に基づき、少なくとも3年に1回は更新すること。

- 3) 小テーマは、テーマ別の利用状況や市民ニーズ及び社会情勢や市政の動き等を踏まえ、見直しが必要となる範囲及びその内容について随時検討を行い、その見直し結果に基づき年1回更新すること。
- (4) 見直し後は、その範囲及び内容を市に報告し、承認を得た上で更新を行うものとする。
なお、見直しの結果、更新するニーズや必要性がないと判断した場合においても、市に報告し承認を得るものとする。